

平成29年3月17日

財政援助団体等監査結果報告
〔神戸市立本庄児童館指定管理者〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	岩	田	嘉	晃
同	橋	本		健

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成28年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市立本庄児童館指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成27年度執行の事務

2 監査の期間

平成28年8月29日～平成29年3月17日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立本庄児童館（以下「児童館」という。）

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置されている。

所在地 神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号

施設概要 延床面積 301.87 m²

内 容 遊戯室、図書室、学童保育室、学習室等

開館時間 自由来館 午前9時30分～午後5時00分

放課後児童健全育成事業（学童保育 対象学年：小学1年生～3年生）

平 日 小学校の放課後～午後5時00分（延長保育は午後7時まで実施）
（学校休業日以外）

土 曜 日 午前9時00分～午後5時00分（延長保育は午後7時まで実施）

学 校 休 業 日 午前8時30分～午後5時00分（延長保育は午後7時まで実施）

休 館 日 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

施設開設年月日 昭和56年11月

(2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 本庄ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）

選定理由

協議会は、地域福祉センターを拠点に地域のコミュニティづくりの場として活動を行ってきた団体であり、平成18年4月から指定管理者として地域に根ざした児童館運営を行っている。学童保育児童登録数が100人を超える大規模・過密の状況でありながら運営実績が良好であることから、平成26年4月1日からの4年間についても引き続き公募外選定により選定されている。

(3) 指定期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の維持管理、児童健全育成事業、子育て支援事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 増減率：%)

項 目	平成27年度	平成26年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
児 童 館				
開 館 日 数	293日	292日	1日	0.3
延 べ 利 用 人 数	44,494人	44,280人	214人	0.5
一 日 平 均 利 用 者 数	152人	152人	0人	0.0
すこやかクラブ参加組数	61組	63組	2組	3.2
学 童 保 育				
学 童 保 育 日 数	293日	292日	1日	0.3
延 べ 利 用 人 数	40,108人	35,575人	4,533人	12.7
児 童 館	21,219人	19,132人	2,087人	10.9
学 童 保 育 コ ー ナ ー	18,889人	16,443人	2,446人	14.9
登 録 人 数	240人	208人	32人	15.4
児 童 館	130人	115人	15人	13.0
学 童 保 育 コ ー ナ ー	110人	93人	17人	18.3

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円 増減率：%)

指 定 管 理 料	平成 27 年 度		平成 26 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	40,594	100.0	33,267	100.0	7,327	22.0
(うち児童館)	(26,181)	(64.5)	(22,846)	(68.7)	(3,335)	(14.6)
(うち学童保育コーナー)	(14,414)	(35.5)	(10,421)	(31.3)	(3,993)	(38.3)

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

児童館に対する評価は、本市が公募外指定を行っている118館の児童館等の管理運営に対する総合評価となっており、平成27年度の評価は、学童保育について「開設時間の延長に取り組むなど、サービス内容の充実が図られており、利用者の満足度調査においても概ね高い評価を得ている。」などとなっている。

5 監査の結果

児童館の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められるとともに、引き続き指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

なお、当児童館は、子育て世帯の多い地域に立地しており、学童保育登録数は本市有数の規模で、今後も増加が見込まれている。現在の運営状況はおおむね良好であるが、これまで以上に安定的な人材確保が課題である。一方で、指定管理料の繰越金は、ここ数年残高に大きな変動はないものの、年間指定管理料の3か月程度の残高を有している。

繰越金については、初回の指定管理料が支払われるまでの運営費に充当するなど一定の必要性は認められるが、これを超えるものについては、適正に管理するとともに児童館利用者に還元するために積極的に活用するべきである。本市所管局は、引き続き指定管理者に対して、資金管理及び繰越金の早期の活用について指導監督を行い、児童館事業の充実に努められたい。

(1) 指摘事項

適正な支払い事務を行うべきもの

協定書によると、指定管理料として各年度に40,200,000円を上限に指定管理者に支払うとされており、本市は協定書別表により学童保育の登録児童数や障害児の在籍数等に基づき指定管理料を決定している。しかし、以下のとおり当初の上限額を超えて指定管理料が支払われている事例があった。

必要に応じて、協定書を変更したうえで、協定書に基づいた適正な支払い事務を行うべきである。

(事例) 平成27年度指定管理料の支払い

期	支払日	支払額	支払額合計
第1期	4月20日	12,641,060円	40,594,460円
第2期	8月3日	14,496,840円	
第3期	12月1日	13,456,560円	

平成28年4月に指定管理料上限額を50,197,080円に変更

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年度増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。